改良事業者、流通関係者へのアンケート調査の結果について

改良事業者、流通関係者へのアンケート調査の概要

調査の目的: 和牛遺伝資源の保護強化を図るに当たり、 既存の知的財産法制を参考とした制度につい て、その現場の需要を把握するとともに、民事 上・刑事上の措置について、現場の実態との 親和性や関係者の意向を把握し、制度の立案

対 象 者 : 種雄牛の飼養者及び精液等の取扱業者

に資するものとする。

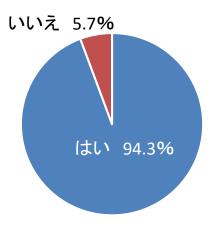
調査の方法: 以下の方法により対象者に対して調査を行い、農林水産省において集計を行った。

- ① 農林水産省から都道府県を通じて種雄 牛の飼養者に質問票を配布・回収した。
- ②「契約のひな形のブロック説明会」において、①との重複を排除しつつ質問票を配布・回収した。

調査の結果① 知的財産的価値の認識

- 種畜の飼養者、精液等の取扱事業者のいずれも、家畜・家畜遺伝 資源に知的財産的価値を認め、その保護を図る必要があるとする回 答が大半を占めた。
 - Q1. 種雄牛とその精液など、家畜と家畜遺伝資源についても知的財産的 価値を認めて保護するため、特別の対応が必要だと思いますか。

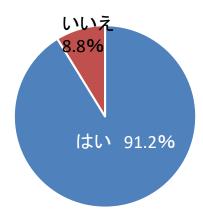
種畜の飼養者



取扱事業者

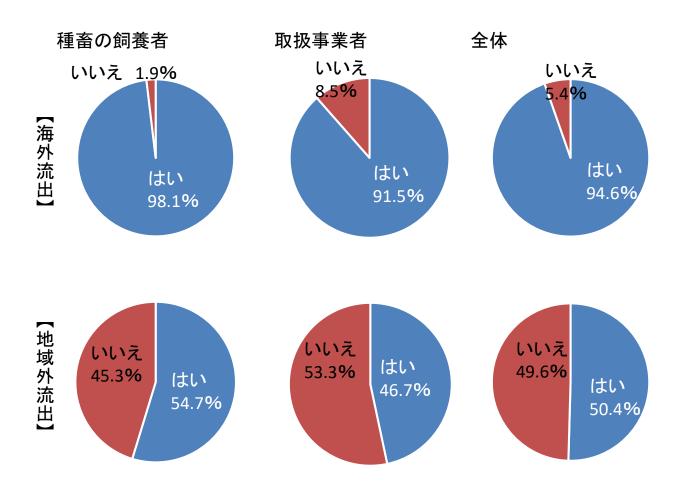


全体



調査の結果② 流出への危機感

- 種畜の飼養者、精液等の取扱事業者のいずれも、海外流出については、大多数の回答者が危機感を感じると回答し、改良事業者が決めた地域外への流出については、種畜の飼養者が半数強、取扱業者の半数弱が危機感を感じると回答した。
 - Q2. 家畜遺伝資源について、海外に流通することに危機感を持たれていますか。
 - Q3. 家畜遺伝資源について、改良事業者が決めた地域外(例:県外) に流通することに危機感を持たれていますか。



調査の結果③ 利益保護への認識

- 種畜の飼養者、精液等の取扱事業者のいずれも、改良の継続・ 畜産の発展のために、改良事業者の改良成果や、正規の取扱事 業者の事業継続に必要な利益が守られるべきとする回答が大半 を占めた。
 - Q4. 改良の継続、ひいては畜産の発展のために、改良事業者の改良成果 や、正規の取扱事業者の事業継続に必要な利益が守られるべきと思 いますか。

種畜の飼養者



取扱事業者



全体



調査の結果④ 行為規制への認識

○ 種畜の飼養者、精液等の取扱事業者のいずれも、改良事業者が 意図しない流通・利用を規制すべきと大半が回答し、その理由につ いては、いずれも改良の努力とする回答が最も多かった。

Q5-1. 知的財産的価値の保護の観点から、改良事業者が意図しない流通・利用(例:輸出、輸出用繁殖個体の生産)を規制するべきと思いますか。Q5-2. 規制すべきと考えられた理由を教えてください。(複数回答可)

- (1) 家畜遺伝資源は並々ならぬ努力から生み出されるものであるから
- ② 海外流出等に強い危機感があり、厳しい対応が必要だから
- ③ 契約外のブローカーにも対抗できるから
- ④ その他

種畜の飼養者

【規制の必要性】



取扱事業者



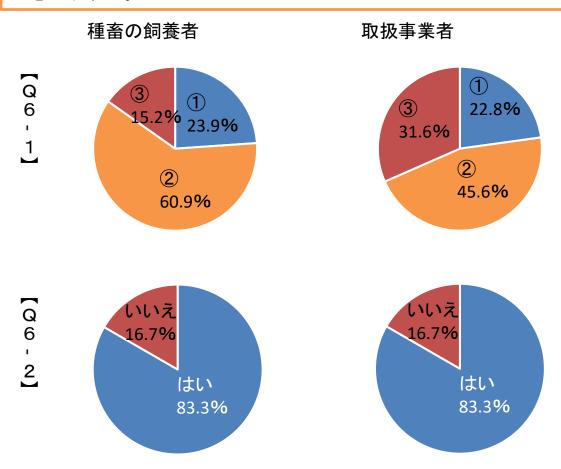
【理由

選択肢	回答率(各選択肢 の回答数/Q5-1 「はい」の回答数)
1	66.3%
2	60.4%
3	15.1%
4	7.5%

選択肢	回答率(各選択肢 の回答数/Q5-1 「はい」の回答数)
1	70.4%
2	66.7%
3	22.2%
4	3.7%

調査の結果⑤ 把握可能性への認識

- 種畜の飼養者、精液等の取扱事業者のいずれも、家畜遺伝資源 の流通ルート等については把握可能ないし特定のものについては 把握可能という認識であるとの回答が大半を占め、把握できないと 回答した者の大半が、把握可能性を備えるべきと回答した。
 - Q6-1. 入手した家畜遺伝資源について、その由来する種畜の名称が分かれば、流通ルートやその取扱範囲等がある程度わかると思いますか。
 - ① わかると思う。
 - ② 特定の県で限定利用されている種畜など、一部の種畜に関するものであればわかると思う。
 - ③ わからないと思う。
 - Q6-2. ③を選んだ方にお尋ねします。入手した人のため、その家畜遺伝資源の流通ルートやその取扱範囲等をある程度確認できるようにすべきと思いますか。



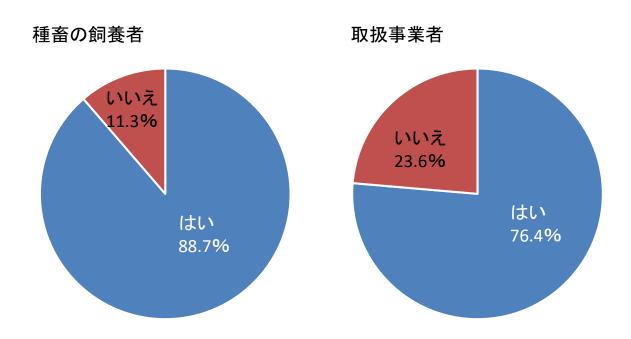
調査の結果⑥-1 刑事罰の必要性への認識

○ 種畜の飼養者、精液等の取扱事業者のいずれも、刑事罰が必要 であるとする回答が大半を占めた。

Q6-1. 不正な流通・利用に対しては刑事罰が必要であると思いますか。

※次頁参照

- Q6-2.必要と考えられた理由を教えてください。(複数回答可)
 - ① 業界の慣習などに照らして悪質性が高いと容易に判断できるから
 - ② 民事訴訟に必要となる違反実態の調査を一事業者が行うのは困難だから
 - ③ 刑事罰の方が戒めとしての効果が大きく、抑止効果が期待できるから
 - ④ その他
- Q6-2.不要と考えられた理由を教えてください。(複数回答可)
 - ① 民事の差止請求だけで十分だから
 - ② 刑罰よりも損害賠償請求の方が意味があるから
 - ③ 実際に行われるまで告発できず、準備段階で阻止できないから
 - ④ その他



調査の結果⑥-2 刑事罰の必要性への認識

○ 種畜の飼養者、精液等の取扱事業者のいずれも、刑事罰を必要と する理由については、抑止効果が期待できるという回答が最も多 かった。

※前頁参照

Q6-1. 不正な流通・利用に対しては刑事罰が必要であると思いますか。

- Q6-2.必要と考えられた理由を教えてください。(複数回答可)
 - ① 業界の慣習などに照らして悪質性が高いと容易に判断できるから
 - ② 民事訴訟に必要となる違反実態の調査を一事業者が行うのは困難 だから
 - ③ 刑事罰の方が戒めとしての効果が大きく、抑止効果が期待できるから
 - 4 その他
- Q6-3.不要と考えられた理由を教えてください。(複数回答可)
 - ① 民事の差止請求だけで十分だから
 - ② 刑罰よりも損害賠償請求の方が意味があるから
 - ③ 実際に行われるまで告発できず、準備段階で阻止できないから
 - ④ その他

【必要な理由

【不要な理由】

選択肢	回答率(各選択肢の回答数 /Q6-1「はい」の回答数)
1	27.7%
2	29.8%
3	66.0%
4	2.1%

選択肢	回答率(各選択肢の回答数 /Q6-1「いいえ」の回答数)
1	33.3%
2	33.3%
3	0%
4	0%

選択肢	回答率(各選択肢の回答数 /Q6-1「はい」の回答数)
1	52.4%
2	35.7%
3	61.9%
4	2.4%

選択肢	回答率(各選択肢の回答数 /Q6-1「いいえ」の回答数)
1	46.2%
2	23.1%
3	23.1%
4	30.1%